

岩手県告示第157号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北地方整備局三陸国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和5年3月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 三陸沿岸道路（田野畑道路）
- 2 公共測量を実施する期間 令和5年2月22日から同年5月31日まで
- 3 実施する公共測量の種類 MMSデータ計測